

埼玉県道路公社管理有料道路車種区分表（※連結車両除く）

車両の種類	適用	ナンバープレート ※①			車種区分		
		車種番号の指定	大きさの指定	色の指定	新見沼大橋有料道路	皆野寄居有料道路	
自 転 車		-	-	-	軽車両等	※②	
軽 車 両		-	-	-	軽車両等		
原 動 機 付 自 転 車	排気量125CC以下	-	-	-	軽車両等	軽車両等	
二 輪 自 動 車 (側 車 付 を 含 む)	排気量125CC超	-	-	-	軽自動車等	軽自動車等	
軽 自 動 車 (三 輪 含 む)	排気量360CC以下	-	小板	白地に緑文字 緑地に白文字	軽自動車等	軽自動車等	
	排気量660CC以下	4または5	小板	黄色地に黒文字 黒字に黄色文字	軽自動車等	軽自動車等	
小 型 特 殊 自 動 車	道路運送車両法第3条記載の小型特殊自動車	-	-	-	軽自動車等	※②	
小 型 自 動 車	乗 用 車	車長4.7m以下、車幅1.7m以下、車高2.0m以下、乗車定員10人以下、ディーゼル車以外は排気量2000CC以下	5または7	普通板	-	普通車	普通車
	貨 物 車		4または6	普通板	-	普通車	普通車
普 通 乗 用 自 動 車	乗車定員10人以下	3	普通板	-	普通車	普通車	
普 通 貨 物 自 動 車	最大積載量5t未満、車両総重量8t未満、3車軸以下	1	普通板	-	普通車	中型車	
	最大積載量5t以上、車両総重量8t以上、3車軸以下	1	大板	-	大型車（大型車Ⅰ）	大型車	
	車長12.0m以下、車幅2.5m以下、車高3.8m以下、4車軸、車両総重量25t以下	1	大板	-	大型車（大型車Ⅰ）	大型車	
	車両の寸法が車両制限令限度超かつ車両総重量25t越（特認ワッペン提示）	1	大板	-	特大車（大型車Ⅱ）	特大車	
バ ス	マ イ ク ロ バ ス	乗車定員11人以上29人以下、車両総重量8t未満	2	普通板	-	普通車	中型車
	路 線 バ ス	乗客定員30人以上又は車両総重量8t以上（許可を受けて定期的に通行しているもの）	2	大板	-	大型車（大型車Ⅰ）	大型車
	中 型 バ ス	乗車定員29人以下、車両総重量8t以上、車長9m未満	2	大板	-	大型車（大型車Ⅰ）	大型車
	大 型 バ ス	乗車定員30人以上又は車両総重量8t以上、車長9m以上の車両	2	大板	-	特大車（大型車Ⅱ）	特大車
	大 型 特 殊 自 動 車	道路運送車両法第3条記載の大型特殊自動車	0または9	大板	-	特大車（大型車Ⅱ）	特大車

※注) ①公社が指定しない場合は、道路運送車両法等、関連する法律に従う。

②皆野寄居有料道路では、自転車、軽車両（リヤカーなど）、小型特殊自動車は通行できない。